

市・県民税申告

問課税課 ☎ 32-1205 📠 1004842

市・県民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在、稲沢市に住んでいて、令和4年中に次のいずれかに該当する方は、市・県民税申告が必要です。

- ①確定申告の義務はないが、市・県民税の控除を受けたい
- ②給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない
- ③給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がありその合計額が20万円以下
- ④その他の理由で所得を申告する

所得税の確定申告をした方、年末調整済みの給与所得のみの方また、それらの方の被扶養者などは申告の必要はありません。

申告(相談)会を行います ※土・日、祝日を除く

会場	申告(相談)日程	税理士無料税務相談 日程
市役所 大会議室	2月16日(木)～3月15日(水)	2月16日(木)～3月2日(木)
平和支所 第2・3会議室	2月16日(木)～3月1日(水)	2月16日(木)～2月22日(水)
祖父江支所 大・小会議室	3月3日(金)～3月15日(水)	3月3日(金)～3月7日(火)

主な持ち物	
<input type="checkbox"/> 税務署から送付された確定申告書・はがきなど	<input type="checkbox"/> 令和3年分の確定申告書(控)、収支内訳書(控)
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票や控除証明書など申告に必要な書類	<input type="checkbox"/> 申告者本人名義の口座番号が分かるもの
<input type="checkbox"/> e-Taxを利用したことがある方は、利用者識別番号と暗証番号が分かるもの	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは番号確認書類と本人確認ができるもの	

申告(相談)会は完全予約制となります。事前予約がない方は入場できません

予約期間
2月1日(水)、午前9時～
3月15日(水)

電話予約
専用ダイヤル
☎ 32-2620
※平日、午前9時～午後5時

ネット予約
市ホームページ
📠 1004842

来庁予約

予約期間	受付場所
2月1日(水)～2月15日(水)	市役所会議室11
2月16日(木)～3月15日(水)	市役所大会議室

※平日、午前9時～午後5時

※混み合うことが予想されるため、できる限りネット予約をご利用ください

- 市・県民税申告のほか、簡易な確定申告に限り受け付けます
- 事業(営業・農業)所得、不動産所得のある方の申告(相談)は、収支内訳書が完成している場合のみ対応します。前年の収支内訳書の控え一式も必ず持参してください
- 申告(相談)の受け付けは原則、申告(相談)会場のみとし、課税課窓口では行いません

! 次に該当する場合は、市の申告(相談)会場では受け付けられないため、一宮税務署の確定申告相談会場(一宮地場産業ファッションデザインセンター。右ページ参照)を利用してください

- 確定申告書(控)への税務署受付印が必要な方
- 死亡した方の分の申告
- 令和3年以前の申告
- 譲渡所得・分離課税の所得のある申告
- 住宅借入金等特別控除の初年度と他の住宅関係税額控除
- 暗号資産(仮想通貨)に関する所得の申告
- 特定口座年間取引報告書を使った申告
- 雑損控除
- 繰越損失のある方
- 青色申告

※その他、内容によっては対応できない場合があります

医療費控除を受ける方へ

医療費控除を受ける場合は原則として、医療費控除の明細書の添付が必要となります。市の申告(相談)会場で医療費控除の申告をする方は、医療費控除の明細書を事前に自分自身で作成する必要があります。

注意事項

- ・医療費控除は医療費を支払った日が令和4年1月1日～令和4年12月31日までの分が対象
- ・予防接種費や文書代など、治療でないものは対象外

～確定申告相談会場、市・県民税の申告(相談)会場(左ページ)にお越しになる方へのお願い～

1. 入場時の検温の実施

入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある、咳などの風邪の症状がある、検温にご協力いただけない場合などには、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱などの症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず後日来場していただくようお願いします。

2. マスクの着用、手指消毒

マスクを常時着用していただき、会場入口などでは手指消毒をお願いします。

3. 少人数での来場

混雑緩和のため、会場には必要最小限の人数でお越しください。



確定申告

問一宮税務署 ☎ 0586-72-4331

確定申告相談会場のご案内

会場	一宮地場産業ファッションデザインセンター (一宮市大和町馬引字南正亀4-1)	一宮税務署内 (一宮市栄四丁目5-7) ※電話による事前予約制	
期間	2月13日(月)～15日(水)	2月16日(木)～3月15日(水)	3月16日(木)～
主な対象	所得税の還付申告、贈与税の申告 (住宅借入金等特別控除説明会を併せて開催)	所得税・贈与税・個人事業主の消費税など全ての申告	所得税の還付申告、個人事業主の消費税の申告

○税務署が開設する確定申告相談会場では、ご自身のスマートフォンを使用して申告を行います。事前にマイナポータルアプリをインストールの上、以下を持参してください

- ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ②スマートフォン、マイナンバーカード

※マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(利用者証明用電子証明書(数字4桁)と署名用電子証明書(英数字6桁～16桁))が必要
※マイナンバーカード未取得で、事前にe-Tax用のID・パスワードを取得している方は、それらが記載された書類を持参

申告・納税期限
所得税・贈与税…3月15日(水)
消費税…3月31日(金)

入場整理券の配布方法

- ① 国税庁LINE公式アカウントで事前に発行 ※詳しくは、国税庁ホームページで確認してください
- ② 当日会場にて紙で配布 ※配布枚数に限りがあり、状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります

○入場時に、「入場整理券(当日配布分)」またはLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください

○「入場整理券」には会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間内に会場へお越しください。指定時間に遅れた場合は入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります



▲国税庁LINE公式アカウント

令和4年分確定申告は、自宅から簡単、便利なe-Taxのご利用を

申告相談会場に出掛けなくても、自宅などから、パソコン・スマートフォンなどでe-Taxによる申告ができます。スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影すると金額などが自動入力されるほか、青色申告決算書や収支内訳書もスマホで作成できます。また、マイナポータルと連携すると、医療費やふるさと納税などのデータが確定申告書に自動入力されます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確認してください。



▲国税庁ホームページ

e-Taxについて分からないときは…

動画で操作方法を確認 チャットボットで相談



電話で相談

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎ 0570-01-5901 ※平日、午前9時～午後5時